

# 痛風について

「今月のドクター」  
串間市民病院  
整形外科  
菅田 耕先生

**大変お世話になりました**  
串間市民病院整形外科菅田です。串間市民病院に赴任してから、早いものでもうすぐ5年がすぎます。本誌への投稿も最後となるかと思えます。皆さまの今後のご健康とご多幸をお祈りいたします。長い間大変お世話になりました。

## Q1 痛風の症状は？

**A1** 暴飲暴食した翌朝などに、急に足の親指のつけ根が赤く腫れて痛くなる痛風発作が有名ですが、足の親指のつけ根以外に、足関節、足の甲、アキレス腱のつけ根、膝関節、手関節にも発作が起こることがあります。風が吹いても痛いということで、「痛風」と呼ばれます。足の親指のつけ根以外に、手足の関節や耳たぶの皮膚の下にも尿酸塩の結晶が沈着してこぶのようになります。これを痛風結節といいます。痛風結節は、痛風発作と違い痛みが生じることはありません。しかし、進行すると、関節が変形したり骨の破壊が起こったりする場合があります。



## Q2 原因は？

**A2** 痛風は高尿酸血症に起因する病気です。尿酸は、プリン体(プリン環の構造を持つものの総称。核酸の代謝産物)が分解されることでできる物質です。プリン体を多く含む食べ物を取り過ぎたり、代謝経路のどこかに異常が起きたりすると、体内のプリン体は少しずつたまっていきます。プリン体が体内で分解されると、最終産物の尿酸がたまっていきます。尿酸がたまっていくと、腎臓や腸管から排出されます。血液の尿酸値は、体内でつくられた量と排泄された量のバランスによって決まります。血液中の尿酸値が上昇すると、高尿酸血症が出現します。血液中の尿酸値が上昇(高尿酸血症)し飽和溶解度を超えると、関節内に尿酸塩結晶が生じます。この結晶を白血球が処理する際、痛風発作(急性関節炎)が発症します。高尿酸血症状態が続くと尿酸結石が腎臓に生じ、腎機能が悪化して腎不全となります。

**A3** 確実な痛風の診断は、発作中の関節の中に尿酸の結晶があることを証明することです。通常は、血中尿酸値が高く痛風特有の臨床症状があれば、診断は可能です。

**A4** 尿酸は絶えず身体の中で作られています。肉食を主とした食生活に切り替え、尿酸が体内で出来ないようにする。内服薬で血中尿酸値をコントロールしなければなりません。そのためには、定期的な血液検査が必要です。

**Q3 診断は？**  
発作時の治療には、消炎鎮痛薬を用います。局所麻酔剤入ステロイド関節内注入も効果的です。前兆症状や発作の鎮静化にはコルヒチンも有効です。痛風発作が治まってから、尿酸値をコントロールする薬を長期間服用します。



## じゃがじゃが



# 『介護保険負担限度額認定』の申請はお済みですか？

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1/3割を支払いますが、所得の低い方には、負担を軽減する仕組みがあります。介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設など)に入所したり、ショートステイを利用した場合、食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、所得の低い方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。この負担軽減の適用期間は1年間で、その年の8月1日から翌年の7月31日までとなっております。7月～8月の間に申請を行う必要があります。

- **申請者の要件**  
世帯全員が市民税非課税であるか、生活保護などを受給している
- **申請に必要なもの**  
本人および配偶者名義の通帳および有価証券など
- **申請先** 医療介護課介護保険係(市総合保健福祉センター⑥番窓口)

※8月以降、施設入所やショートステイを利用する予定がない方については申請をする必要はありません。必要になった際に申請することができます。

※8月以降に利用予定があり、申請がまだお済みでない方は、8月31日までに申請をしてください。

医療介護課 介護保険係  
☎72-0333(内線510、511)

## 負担限度額一覧

利用者負担段階	対象者名	負担限度額(日額)			
		部屋代		食費	
第1段階	・世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が市民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護などを受給されている方	多床室	0円	300円	
		従来型個室	(特養など)		320円
			(老健・療養など)		490円
		ユニット型準個室	490円		
ユニット型個室	820円				
第2段階	・世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が市民税を課税されていない方で年金を除いた合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室	370円	390円	
		従来型個室	(特養など)		420円
			(老健・療養など)		490円
		ユニット型準個室	490円		
ユニット型個室	820円				
第3段階	・世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が市民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	多床室	370円	650円	
		従来型個室	(特養など)		820円
			(老健・療養など)		1,310円
		ユニット型準個室	1,310円		
ユニット型個室	1,310円				
第4段階	・上記以外の方	負担限度額適用なし			